

参 考 資 料

(事業)

【総務省】

○第2期復興・創生期間における東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業 ...151

【地方公務員災害補償基金・(一財)地方公務員安全衛生推進協会】

○令和3年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について(令和3年4月1日)152

- ・メンタルヘルス対策サポート推進事業
- ・メンタルヘルスマネジメント実践研修会
- ・公務災害防止対策セミナー市町村研修支援

○メンタルヘルス対策の相談窓口157

○メンタルヘルス対策支援専門員159

○基金・安衛協において作成している出版物161

○地方公共団体におけるストレスチェック制度実施事例集161

○メンタルヘルスに係る相談窓口の例162

第2期復興・創生期間における東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策5か年事業について

概要

○第2期復興・創生期間における復興事業

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、「地震・津波被災地域において復興・創生期間後の復興を進めるに当たっては、…〈中略〉…**復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。**」とされたところ。

○メンタルヘルス対策5か年事業の継続（対象団体・職員を一部見直し）

上記を踏まえ、復旧・復興業務に携わる職員が心身の疲弊から心の健康を害することにより重大な公務災害が発生することを未然に防止する観点から、**被災団体が地域の実情に応じて自ら実施するメンタルヘルス対策について、岩手県、宮城県及び福島県並びに当該県内の市町村の職員**（東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第252条の17の規定により派遣を受けている職員※を含む。）**を対象に、当該対策に要する経費に対する震災復興特別交付税による財政措置を継続。**

※派遣期間終了後に派遣元の団体に戻った職員を対象に、派遣元の団体が実施するメンタルヘルス対策に要する経費に対する特別交付税による財政措置は、令和2年度で終了。

期間

第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）

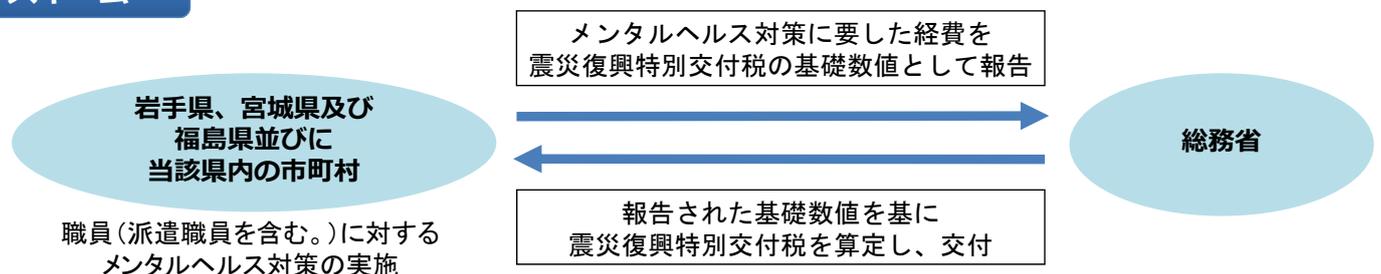
対象団体・職員

岩手県、宮城県及び福島県並びに当該県内の市町村の職員（東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第252条の17の規定により派遣を受けている職員を含む。）

対象事業

対象事業	事業内容	対象経費
①ストレスチェック事業 （2回目以降に係る部分に限る。）	労働安全衛生法第66条の10第1項に規定される「心理的な負担の程度を把握するための検査」（ストレスチェック）及び同法第66条の10第3項に規定される「医師による面接指導」等	▶実施経費（ストレスチェック1回目の受検経費は普通交付税で措置されるため、本事業の対象外とする。）
②訪問カウンセリング事業	臨床心理士等を招聘し、職場等で職員に対してカウンセリングを実施した事業	▶臨床心理士等に支払うカウンセリング費用 ▶臨床心理士等の往復旅費 ▶会場費 ▶その他事業実施に必要な経費
③メンタルヘルスセミナー等研修事業	メンタルヘルスに関する知識の習得、ストレスの対処法・予防法、職場環境の改善法の習得等を目的とするメンタルヘルスに関連するセミナー等	【セミナーを開催する場合】 ▶講師招聘に係る費用（講演代、講師旅費等） ▶会場費等 【民間のセミナーへ参加する場合】 ▶職員の受講費（業務命令に基づく参加のみを対象とし、自主的な参加に係る経費は対象外とする。また、研修参加職員の旅費についても、対象外とする。）

スキーム



地 基 メ 第 2 号
安 衛 推 協 第 5 8 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各地方公共団体の長
各一部事務組合等の長

】 殿

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
理 事 長 境 勉
(公印省略)

一 般 財 団 法 人 地 方 公 務 員 安 全 衛 生 推 進 協 会
理 事 長 淵 上 俊 則
(公印省略)

令和3年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）により事業者の責務とされており、また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）により、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされ、民間企業と同様、地方公共団体においても各任命権者において適切なメンタルヘルス対策の実施が求められているところです。

このように、メンタルヘルス対策への社会的関心が高まっており、加えてメンタルヘルス対策の実施は公務災害の防止にもつながることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援することとしました。

つきましては、別添のとおり、事業概要をお送りしますので、積極的な活用をお願いいたします。

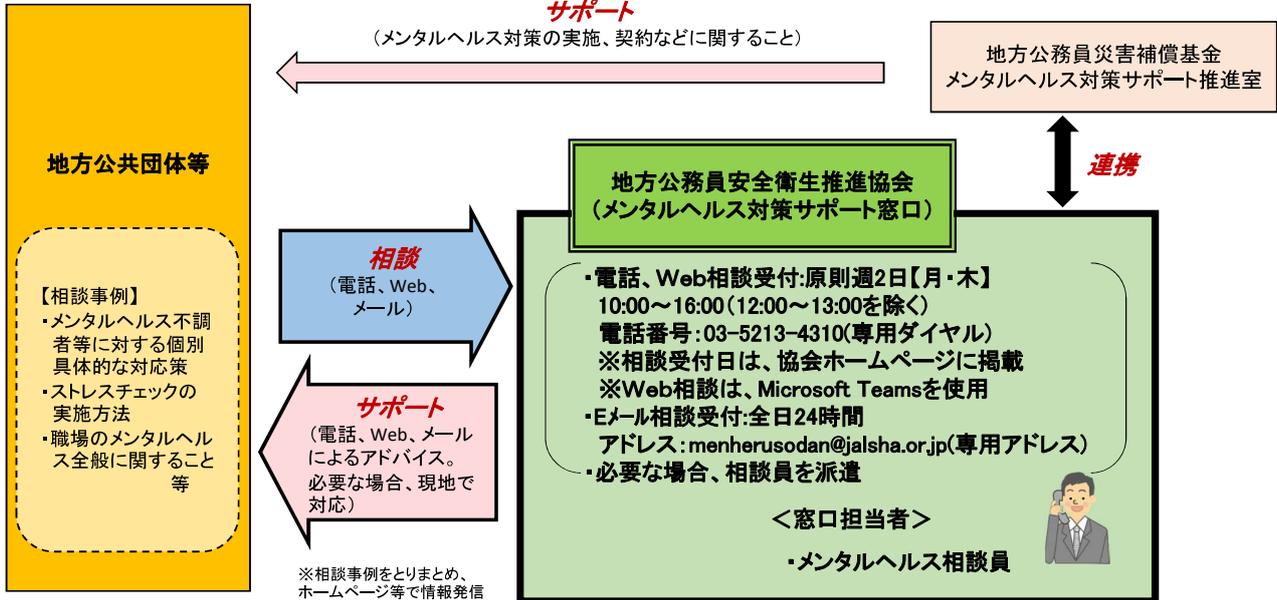
メンタルヘルス対策サポート推進事業

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法をはじめ、ストレスチェックの実施方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）がアドバイスを行う。
また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を現地に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員



(別添1-2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 窓口設置日 令和3年4月5日(月)

(1) 電話・Web相談受付

電話番号 : 03-5213-4310 (専用ダイヤル)

相談受付日 : 原則週2日(月・木曜日)

受付時間 : 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

※相談受付日は、別添1-3及び協会ホームページ

「<http://www.jalsha.or.jp/>」にてご確認ください。

※Web相談は、Microsoft Teamsを使用します。

(2) Eメール相談受付

アドレス : menherusodan@jalsha.or.jp (専用アドレス)

相談受付日、受付時間 : 全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話・Web相談受付日となります。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を派遣します。

2 対象者 地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

3 費用 無料

4 留意事項

(1) 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員が対応いたします。

(2) Eメールによる相談は、電話又はメール返信により、電話・Web相談受付日に回答いたします。

(3) 相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を派遣します。

(4) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として協会ホームページで公開させていただく場合があります。

(5) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタルヘルス対策サポート推進室にご相談ください。

[お問い合わせ先]

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

〒102-0093 千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8F

電話 : 03-5210-1342 FAX : 03-6700-1764

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課

〒102-0083 千代田区麹町3丁目2番地 垣見麹町ビル

電話 : 03-3230-2021 FAX : 03-3230-2266

令和3年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・Web相談実施予定日(令和3年4月1日現在)

※電話・Web相談は、カレンダーに「○」を記した日の10時～16時(12時～13時を除く)となります。

※Eメールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、回答は電話・Web相談日となります。

※相談内容を踏まえ、必要な場合には、相談員を現地へ派遣します。

※電話・Web相談日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

4 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
電話・Web 相談日					○			○				○			○				○			○				○				

5 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
電話・Web 相談日					○					○			○				○			○				○				○			○

6 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
電話・Web 相談日			○				○			○				○			○				○			○				○		

7 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
電話・Web 相談日	○				○			○				○			○				○								○			○	

8 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
電話・Web 相談日		○			○						○					○			○				○				○				○

9 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
電話・Web 相談日		○				○			○				○			○												○			○

10 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
電話・Web 相談日				○			○					○						○			○					○					

11 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
電話・Web 相談日	○			○				○			○				○			○							○				○	

12 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
電話・Web 相談日		○				○			○				○			○				○				○				○			

1 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
電話・Web 相談日						○						○					○			○					○						○

2 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
電話・Web 相談日			○				○			○				○			○				○				○				○

3 月

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
電話・Web 相談日			○				○			○				○			○							○				○			

(別添2)

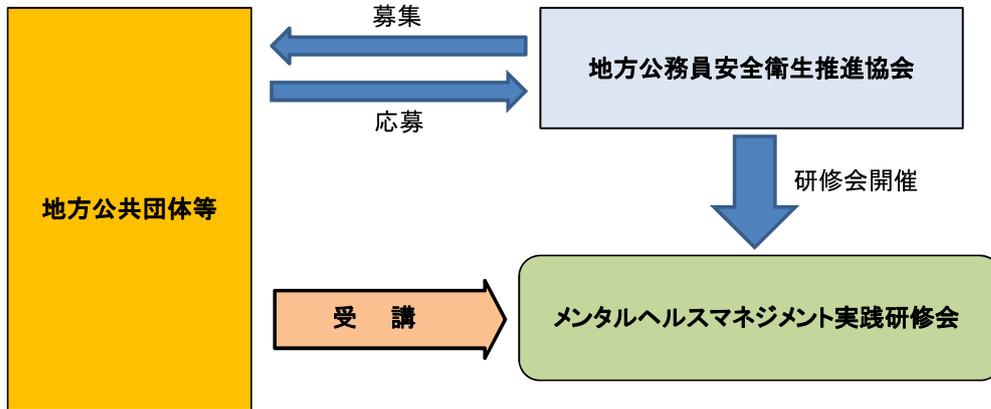
令和3年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上での必要な体制づくりや計画立案の方法、具体的かつ実践的な事例研究、カウンセリングの実習などを交えた内容の研修会を開催する。
【東京】6月17日(木)～18日(金)開催 定員100名、【大阪】10月14日(木)～15日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体の安全衛生担当課等で、受講希望者を取りまとめるうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課まで申し込みください。

4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。
申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(<http://www.jalsha.or.jp/>)からダウンロードできます。

(別添3)

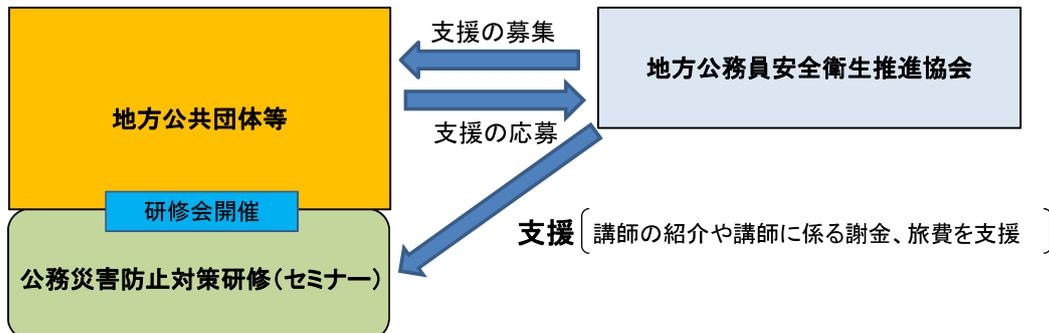
令和3年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が講師派遣等の支援を行う(全国で概ね50件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。
・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、6月から12月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。
研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。
開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。
事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。

メンタルヘルス対策の 相談窓口をご活用ください **無料**

地方公務員安全衛生推進協会では、地方公共団体等の**管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員向け**に、相談窓口を設置しています。個々の職員への対応方法から、職場の体制づくりまで、メンタルヘルス対策に関する相談を幅広く受け付けています。相談には、臨床心理士等の相談員が電話やEメールでアドバイス等を行います。費用はかかりませんので、お困りの際には、一度ご相談ください。

相談例



ストレスチェックの結果を活用した**職場環境改善**に
取り組みたいの
ですが…

休みがちで、
元気がない
職員がいるのですが、
うつ病
にならないか心配です。
どうしたら？

療養休暇を
とっていた職員が
職場復帰するのですが
注意すべき点などは
ありますか？



職場でトラブルを
起こしがちな職員がいて
困っています。
どう対応したら
よいのでしょうか？



電話相談

原則、週2日【月・木】
10:00～16:00
(12:00～13:00を除く)

専用ダイヤル

03-5213-4310



Eメール相談

全日24時間

原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

地方公務員災害補償基金
一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

詳細は、裏面にてご確認ください

対象者

ご利用者

地方公共団体等の

- 管理職員
- 人事・職員厚生担当者
- 衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※メンタルヘルス不調者本人等は、対象としていません。

相談内容

こんな相談ができます

- メンタルヘルス不調者に対する対応方法
- ストレスチェックの実施方法
- メンタルヘルス対策全般

※メンタルヘルス不調者本人等への個別の
カウンセリング依頼等は、対象としていません。



相談方法

電話相談



専用ダイヤル

03-5213-4310

相談受付日は、当協会ホームページにてご確認ください。

ホームページURL <http://www.jalsha.or.jp/>



協会HP

受付日及び時間

原則、週2日【月・木】 **10:00~16:00**
(12:00~13:00を除く)

※祝日や年末年始の前後等は、変更があります

Eメール相談



専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

受付日及び時間

全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

相談内容を踏まえ、必要な場合には、相談員を現地に派遣します。

注意事項

- 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員がご対応させていただきます。
Eメールによる相談は、原則、電話又はEメール返信により、電話相談受付日に回答させていただきます。
- 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として当協会ホームページで公開させていただく場合があります。

メンタルヘルス対策支援専門員 をご活用ください。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体（以下「自治体」という。）等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等がお伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。

1

個別面接



2

心の健康セミナー



3

メンタルヘルスマネジメント支援

改善
提案

アドバイス



一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

1 対象自治体

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

2 支援の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や医療機関等を紹介します。

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員の PTSD 反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルスマネジメント体制整備のアドバイス等を行います。

※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

3 支援事業の流れ

1 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。
(個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます)
ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

<http://www.jalsha.or.jp/>

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）、メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ ☎03-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

基金・安衛協において作成している出版物

(1) 小冊子（職場の健康づくりシリーズ）

- ・ 惨事ストレスに負けない 災害時の心の健康法 ～セルフケアと組織対策～ (平成23年12月発行)
- ・ 管理職員のための傾聴法 ～職場のメンタルヘルス対策のために～ (平成24年10月発行)
- ・ ストレスチェックから始めるセルフケア (平成28年10月発行)
- ・ 管理監督者のためのストレスチェック制度の活かし方 ～ラインケアを職場改善にどう活かすか～ (平成29年2月発行)
- ・ 職場復帰支援 (平成31年2月発行)
- ・ コミュニケーション活性化による風通しのよい職場づくり (令和2年9月発行)
- ・ ラインケアで職場を守る 管理監督者向けメンタルヘルス・マネジメントの手引き (令和4年2月発行)

ハラスメント対策関係

- ・ パワーハラスメントのない職場をめざして (平成26年2月発行)
- ・ 無自覚でもNO！ハラスメントの加害者・被害者にならないために (令和2年2月発行)

感染症対策関係

- ・ 公務職場における感染症対策 (平成30年7月発行)

(2) 事例集

- ・ 地方公共団体におけるストレスチェック制度導入のための手引き (平成27年10月発行)
- ・ 地方公共団体におけるストレスチェック制度実施事例集2017 (平成30年2月発行)
- ・ 地方公共団体におけるストレスチェック制度実施事例集2018 (平成31年2月発行)

(3) 報告書・マニュアル

- ・ メンタルヘルス三次予防対策研究会報告書 (平成21年3月発行)
- ・ 災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル (令和3年3月発行)

(4) DVD

- ・ 地方公務員のメンタルヘルス講座 (平成21年2月発行)
- ・ 管理監督者によるメンタルヘルス ～職場のキーパーソンとして何をすべきか～ (平成22年2月発行)
- ・ 同僚職員による復職者へのサポート 絆で支える試し出勤・職場復帰 (平成23年2月発行)

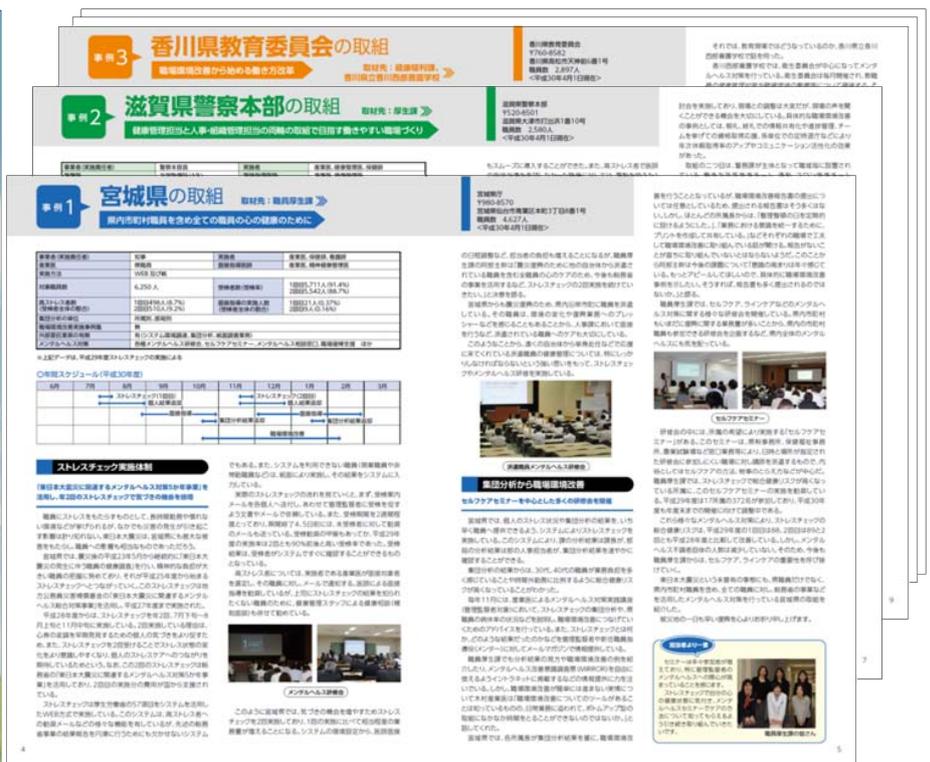
ハラスメント対策関係

- ・ 地方公務員のパワーハラスメント対策 (令和3年2月発行)



「地方公共団体におけるストレスチェック制度実施事例集」について

地方公務員安全衛生推進協会において、地方公共団体におけるストレスチェックの実施方法や医師による面接指導等の対応、また、公務職場の特殊性などによる課題やその改善策等について事例集を作成している。



メンタルヘルスに係る相談窓口の例

事業主体	概要
<p><職員向け> ※配偶者や被扶養者も利用できる場合もある。</p> <p>地方職員共済組合（県職員）</p>	<p>地共済こころの健康相談窓口（電話・WEB・面談カウンセリング）</p> <p><URL> https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html</p> <p><TEL> 電話カウンセリング専用：0120-7832-24（24時間年中無休）</p> <p>面談予約専用：0120-7834-12</p> <p>（月～金：9時～21時、土：9時～16時、日曜・祝日・12/31～1/3を除く）</p>
<p><職員向け></p> <p>各都道府県市町村職員共済組合（市町村職員）</p>	<p>各都道府県の市町村職員共済組合において、職員向けの相談窓口を設置している組合もある。</p>
<p><主に人事・安全衛生・福利厚生担当者向け></p> <p>地方公務員災害補償基金・（一財）地方公務員安全衛生推進協会</p>	<p>メンタルヘルス対策サポート推進事業（電話・メール等により実務面をサポート）</p> <p><URL> http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08</p> <p><TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）</p> <p>電話相談受付専用：03-5213-4310</p> <p>（原則月曜・木曜の10時～16時（12時～13時を除く）、祝日・年末年始を除く）</p>
<p><主に人事・安全衛生・福利厚生担当者向け></p> <p>地方公務員災害補償基金・（一財）地方公務員安全衛生推進協会</p>	<p>安衛協が主催する各種研修会・セミナー等</p> <p><URL> http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01</p> <p><TEL> 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協研修課）</p>
<p><職員・家族・人事労務担当者向け></p> <p>厚生労働省</p>	<p>こころの耳</p> <p><URL> https://kokoro.mhlw.go.jp/</p> <p><TEL> 0120-56-455</p> <p>（月曜日・火曜日 17:00～22:00 / 土曜日・日曜日 10:00～16:00 （祝日、年末年始はのぞく））</p>
<p><職員向け></p> <p>厚生労働省</p>	<p>こころの健康相談統一ダイヤル</p> <p><URL></p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html</p> <p><TEL> 0570-064-556</p> <p>※電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している相談窓口につながる。受付時間等は自治体により異なる。</p>
<p><職員向け></p> <p>（一社）日本産業カウンセラー協会</p>	<p>働く人の悩みホットライン</p> <p><URL> https://www.counselor.or.jp/consultation/tabid/298/Default.aspx</p> <p><TEL> 03-5772-2183</p> <p>月曜日～土曜日 午後3時～午後8時（祝日・年末年始除く）</p>

総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会
「令和3年度 総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会報告書」
令和4年3月発行

地方公務員災害補償基金

03-5210-1342 <https://www.chikousai.go.jp>

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

03-3230-2021 <http://www.jalsha.or.jp>

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

03-5253-5560 <https://www.soumu.go.jp>